

令和7年度
保育園
認定こども園
小規模保育所
のご案内

富士宮市



© 富士宮市さくやちゃん

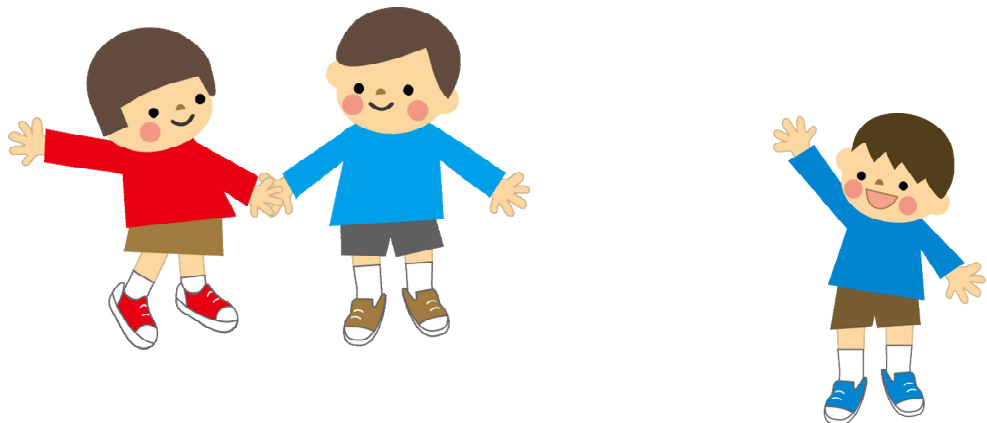
〒418-8601 富士宮市弓沢町 150 番地

富士宮市役所 保育支援課 保育係

電話：22-1147 FAX：22-1401

もくじ

保育所、幼稚園利用イメージ	1
制度について	2
申込期間について	3
申込みの流れについて	4
入所手続きについて	5
提出書類について	6
市外の保育所の利用、市外からの申込み	8
ならし保育、延長保育、一時保育について	9
利用者負担額（保育料）について	10
保育園一覧表	12
地域子育て支援センターについて	14





©富士宮市さくやちゃん

保育所・幼稚園利用イメージ

(就労の例)

※① 1か月の就労時間が、1日4時間以上かつ15日以上^①の就労であっても、1日の就労時間が短い場合、幼稚園を利用することも可能です。

Q お子さんの年齢は？

0~2歳

3~5歳

Q 保護者の働き方は？

両親どちらかが働いている

両親共働いている
または、ひとり親

Q 1か月の就労時間が
1日4時間以上かつ15日以上である？

いいえ

はい

定期的な利用は
できません。

一時的な利用

- ・一時預かり
- ・ファミリーサポート
- ・民間のベビーシッター

(就労の時間帯により変更可能)

120時間未満

120時間以上

120時間未満

120時間以上

選択可能 ※①

Q 1か月の就労時間は？

120時間未満

120時間以上

3号認定
(保育短時間認定)

利用可能施設

- ・保育園
- ・認定こども園
(保育園部)
- ・小規模保育所

3号認定
(保育標準時間認定)

利用可能施設

- ・保育園
- ・認定こども園
(保育園部)
- ・小規模保育所

1号認定
(教育認定)

利用可能施設

- ・幼稚園
- ・認定こども園
(幼稚園部)
- ・新2号認定
(※② 下記参照)

2号認定
(保育短時間認定)

利用可能施設

- ・保育園
- ・認定こども園
(保育園部)

2号認定
(保育標準時間認定)

利用可能施設

- ・保育園
- ・認定こども園
(保育園部)

※②新2号認定とは、就労などの理由で保育の必要性が認定された保護者の幼稚園の児童です。預かり保育が無償化の対象になります(上限あり)。 1号認定(新2号含む)の申込みは幼稚園、認定こども園に直接お問い合わせください。

制 度 に つ い て

1 認 定

保育園・認定こども園・小規模保育所などを利用する保護者の方には、施設を利用するための認定を受けていただきます。

認定は、以下の3つの区分に分けられ、区分ごと利用可能な施設があります。

認 定 区 分	対 象	利用可能施設
1 号 認 定	満3歳以上、小学校就学前のこどもで、教育を希望する場合	・(新制度に移行した)幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部)
2 号 認 定	満3歳以上、小学校就学前のこどもで、保護者の就労や疾病等により、家庭での保育が困難な場合	・保育園 ・認定こども園(保育園部)
3 号 認 定	満3歳未満のこどもで、保護者の就労や疾病等により、家庭での保育が困難な場合	・保育園 ・認定こども園(保育園部) ・小規模保育所

2 保育必要量

保護者の就労時間等によって、施設の利用時間が2つの区分に分かれます。

通常保育時間以降は、延長保育となり、別途料金が発生します。



1) 保育標準時間 … 最長 11 時間の保育

7:00	18:00	18:30 (19:00)
通常保育(11 時間)		延長保育

2) 保育短時間 … 最長 8 時間の保育

8:30	16:30	18:30 (19:00)
延長保育	通常保育(8 時間)	延長保育

●保育必要量の認定について 《注意》保育必要量の判断は、通勤の時間等を考慮し、市で認定します。

	保育を必要とする事由	保育必要量	備考
1	就労	保育標準時間 保育短時間	原則、月 120 時間未満の就労時間の場合は保育短時間 内職の場合は、保育短時間
2	出産	保育標準時間	保護者の希望により保育短時間に変更可能
3	病気・障がい		
4	病人の看護等		
5	家庭の災害		
6	求職活動	保育短時間	保育標準時間への変更はできません
7	就学	保育標準時間 保育短時間	就学時間に応じて、保育必要量を変更
8	育児休業	保育短時間	保育標準時間への変更はできません
9	特例による場合	市長が認める 保 育 必 要 量	

申 込 期 間 に つ い て

1 令和7年4月1日の入所申込みについて

- ※保育の必要性の事由が「求職活動」の場合は、第3次募集からの申請になります。
- ※1次募集・2次募集は、4月からの就労等が決定している方が申込みできます。
- ※集中受付日は、施設によって変更する場合があります。(変更の場合は、施設で書類配布の際に案内があります)
- ※市外の保育施設の入所を希望される方は、P.8をご覧ください。

	第1次募集	第2次募集	第3次募集 (求職事由での申請)
書類配布開始日	令和6年10月9日(水)	令和6年12月2日(月)	令和7年2月3日(月)
書類受付開始日	令和6年11月5日(火)		
集中受付日	令和6年11月5日(火) 令和6年11月6日(水)	\	\
申込書受付終了日	令和6年11月29日(金)	令和7年1月31日(金)	令和7年2月14日(金)
申込書配布場所 申込書提出場所 (受付時間)	市内の入所第1希望の 保育施設 (9:00~16:00)	富士宮市役所 保育支援課窓口 (8:30~17:15)	富士宮市役所 保育支援課窓口 (8:30~17:15)
支給認定証の送付 (保育の必要性の認定)	令和6年12月下旬	令和7年2月下旬	令和7年3月下旬
利用調整結果通知書 (園の決定通知書)の送付	令和7年2月上旬		\
保育料決定等の通知の送付	令和7年3月下旬		

2 令和7年度の途中入所の申込期間について

入所を希望する月の前月15日の正午(土日、祝日の場合はその前日の開庁日の正午)が締切日となります。
 保育施設の空き状況は、入所希望月の前月1日以降に富士宮市役所保育支援課までお問い合わせください。
申込書の配布場所及び提出場所は、富士宮市役所保育支援課窓口です。

入所年月日	申込書配布開始日	申込書受付終了日 ※最終日のみ正午まで
令和7年5月1日	令和7年3月17日(月)	令和7年4月15日(火)
令和7年6月1日	令和7年4月16日(水)	令和7年5月15日(木)
令和7年7月1日	令和7年5月16日(金)	令和7年6月13日(金)
令和7年8月1日	令和7年6月16日(月)	令和7年7月15日(火)
令和7年9月1日	令和7年7月16日(水)	令和7年8月15日(金)
令和7年10月1日	令和7年8月18日(月)	令和7年9月12日(金)
令和7年11月1日	令和7年9月16日(火)	令和7年10月15日(水)
令和7年12月1日	令和7年10月16日(木)	令和7年11月14日(金)
令和8年1月1日	令和7年11月17日(月)	令和7年12月15日(月)
令和8年2月1日	令和7年12月16日(火)	令和8年1月15日(木)
令和8年3月1日	令和8年1月16日(金)	令和8年2月13日(金)

- 育児休業明けにより職場復帰される方○
- 受付期間: 復帰月の3か月前の16日から前月15日まで (当日が土日、祝日の場合は直前の開庁日)
- 復帰予定日が、月の15日までに復帰予定であれば、復帰月の前月1日から入所が可能です。
 - 復帰予定日が、月の16日以降である場合は、復帰月の1日から入所となります。

申込みの流れについて

あらかじめ希望する保育所への問い合わせや見学等を行い、開園時間等の条件、送迎が可能か等を確認してください。

(幼稚園、認定こども園の幼稚園部(1号・新2号)の申込みは園に直接行ってください。)

令和7年4月入所

日程や申込書配布場所等について、詳しくはP.3をご覧ください。申込書提出後に親子と園の面談があります。その後、保育支援課で選考します。(就労時間の長さや世帯の状況などを点数化し、優先順位の高い方から入所が決まります。)

- ・1次募集で第1希望の園に入所可能な方には、2月に決定通知を郵送します。事前連絡などはありません。
- ・1次募集で第1希望の園に入所できない方には、1月に電話で入所可能な園をお知らせし、調整します。
- ・2次、3次募集では、選考結果にかかわらず、電話でお知らせ致します。
- ・調整した園で改めて面談をしたうえで、入所決定となります。(お子さんの成長状況や保育士の配置状況等により、入所が保留となる場合があります。)
- ・調整ができない場合は入所保留になります。

令和7年5月以降の入所

申込書配布開始日(P.3)以降に、富士宮市役所保育支援課の窓口で必要書類を受け取り、申込書受付終了日(P.3)の**正午まで**に、富士宮市役所保育支援課の窓口で「支給認定申請書兼入所申込書」および「就労証明書」等必要書類を提出してください。提出時に面談があります。

入所にかかる利用調整

保育支援課で希望者の選考を行います。(就労時間の長さや世帯の状況などを点数化し、優先順位の高い方から入所候補者が決まります。)(お子さんの成長状況や保育士の配置状況等により、入所が保留となる場合があります。)

入所保留の場合

- ・ご希望の保育所への入所が決まらなかった場合には、電話にてお知らせし、「保留通知書」を郵送します。
- ・希望した保育所の利用希望者として登録され、翌月以降も利用調整の対象となります。(令和8年3月までは継続して選考を行います。)
- ・翌月以降は、入所できる可能性がある場合のみご連絡します。
- ・申込みを取り下げる場合や希望施設を変更する場合は、保育支援課へご連絡ください。

入所内定の場合

- ・入所候補者として内定した場合には、入所月の前月20日頃に電話にて結果をお知らせします。
- ・内定した園で面談を行い、園と保護者の合意のうえで入所決定となります。(お子さんの成長状況や保育士の配置状況等により、入所が保留となる場合があります。)
- ・入所決定通知や保育料決定通知は、面接後に郵送します。

入所

入所は、各月1日からとなります。



©富士宮市さくやちゃん

入所手続きについて

1 令和7年度年齢別クラス表

クラス歳児	生年月日
5歳児	2019年4月2日(平成31年4月2日) ~ 2020年4月1日(令和2年4月1日)
4歳児	2020年4月2日(令和2年4月2日) ~ 2021年4月1日(令和3年4月1日)
3歳児	2021年4月2日(令和3年4月2日) ~ 2022年4月1日(令和4年4月1日)
2歳児	2022年4月2日(令和4年4月2日) ~ 2023年4月1日(令和5年4月1日)
1歳児	2023年4月2日(令和5年4月2日) ~ 2024年4月1日(令和6年4月1日)
0歳児	2024年4月2日(令和6年4月2日) 以降

2 保育所へ入所できる基準

2号認定・3号認定を受ける場合は、下記の「保育の必要性の事由」に、こどもの父母が該当する必要があります。該当しない場合は、保育所の利用ができません。在園中に「保育の必要性の事由」に該当しなくなった場合は、退所となります。
提出していただく書類はP.6をご覧ください。

	保護者の状況		保護者の状況	利用できる期間 (認定期間)
	1	就労	家庭外労働 家庭内労働	実労働時間が1日4時間以上かつ1か月15日以上であること。
		内職	実労働時間が1日4時間以上かつ1か月15日以上であること。 ひと月の収入が10,000円程度あること。	
2		出産	母親が妊娠中または出産後間もないため、保育ができない場合	産前2か月及び産後8週間を経過した日の月末まで
3		病気・障がい	病気や負傷、または心身に障がいがあり、児童の保育ができない場合	病気等が回復するまで
4		病人の看護等	家庭に長期にわたる病人や障がい者がおり、常時看護・介護が必要な場合	看護・介護の必要がなくなるまで
5		家庭の災害	火災、風水害、地震等の災害による復旧にあたっているため、保育ができない場合	復旧が完了するまで
6		求職活動	求職(自営業の起業準備)を行っている場合	原則1か月 ※1
7		就学	保護者が大学等に在学している場合や職業訓練校で職業訓練を受けている場合	卒業予定日の月末まで
8		特例による場合	市長が認める前各号に類する場合	市長が認める期間

※1 勤務先が見つからず、引き続き求職活動による入所を希望する場合は、速やかに富士宮市保育支援課にご相談ください。

※2 出産の事由で入所し、その後育児休業に切り替えられた場合の認定期間は、育児休業対象児が満1歳になる月の末日までです。その後、就労復帰をしない場合は、退所となります。

提出書類について

(1) すべての方に提出していただく書類

	必要書類	備考
1	<input type="checkbox"/> 支給認定申請書兼入所申込書	申請するこども一人につき1部必要です。 マイナンバーは必ず記入してください。
2	<input type="checkbox"/> 保育の必要性の事由を証明する書類 下記◆別表のとおり	提出していただく方は、申請するこどもの父母になります。

◆別表(保育の必要性の事由を証明する書類)

	保育の必要性の事由	必要書類	備考
1	会社等に勤務・経営	<input type="checkbox"/> 就労証明書(A)	育児休業から復帰される方は、復帰予定日を必ず記入してください。 出荷していることがわかるものが必要です。
	自営業	<input type="checkbox"/> 就労状況申告書(B)	
	農業従事		
2	出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し <input type="checkbox"/> 医師の診断書	出産予定日及び父母の名前がわかるページ。
3	病気・障がい		診断書は、保育が困難であること、またその期間の記載がされたものが必要です。
4	病人の看護等		診断書は、看護が必要であること、またその期間の記載がされたものが必要です。
5	家庭の災害	<input type="checkbox"/> 罹災証明書	
6	求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動申告書兼誓約書(D)	入所期間:1か月
7	就学	<input type="checkbox"/> 家庭保育が困難であることの申告書(C) <input type="checkbox"/> 学生証の写し <input type="checkbox"/> 就学内容を証明する書類	学生証は在学証明書でも可です。 時間割表の写しやカリキュラム等の就学内容を証明する書類があわせて必要です。

(2) 該当する方のみ提出していただく書類(利用調整、利用者負担額算定に用いる)

	家庭状況	必要書類
1	入所希望のこどもの小学校入学前のきょうだいを、認可外保育施設や祖父母等の第三者に預けて利用する場合	<input type="checkbox"/> 保育受託証明書(E) (認可外保育施設や祖父母等の署名が必要)
2	在宅者に障がい者手帳を持っている人がいる場合	<input type="checkbox"/> 障がい者手帳の写し
3	離婚調停中	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所が発行している、係属証明書等の事件番号がわかる書類
4	父母が海外赴任をしている場合又は海外から転入した場合	<input type="checkbox"/> 在職証明書(海外赴任の期間) <input type="checkbox"/> 会社からの1年間の給与及び控除額がわかる書類

(注意)ご家庭の状況によっては、上記以外の書類を求める場合があります。

(3) その他 状況により必要な書類

	家庭状況	必要書類	備考
1	病気や障害があり、利用する施設が必要とする場合	かかりつけの医師の診断書 (集団生活が問題ないかの確認)	入所決定後、 園へ提出
2	食物アレルギーがある場合	アレルギー生活管理指導表	
3	バスを利用して通園する場合 (該当園のみ)	通園バス利用証明書	
4	家庭状況の変更 (転居、婚姻、離婚など)	支給認定変更申請書	随時受付※
5	保育必要量の変更		
6	就労などの保育の必要性の事由 に変更がある場合	◆別表(P.6)の該当書類かつ支給認定 変更申請書	
7	税の申告を行い市民税額が変更 となる場合	税申告による保育料再計算申出書 (富士宮市保育支援課で申請)	
8	育児休業を取得する場合	就労証明書(A)	既に保護者の就労等で保育所 に入所している子どもが、同じ園 を継続利用する場合のみ。
9	年度途中で転園を希望する場合	保育所転園願 (富士宮市保育支援課で申請)	転園希望月の前月15日正午ま でに提出 (当日が土日、祝日の場合は直前の 開庁日)
10	保育所を退所する場合	保育所退所届	原則、退所する月の 15日までに提出
11	他市区町村に転出したが、継続 して現在通園している保育所を 利用したい場合	保育所退所届 (転入先の市区町村の保育担当課で 保育所の申請手続きが必要です)	

※ 上記4・5・6・7・8の家庭状況(住所・家族構成・婚姻・離婚等)や就労状況(勤務時間の変更・転職等)に変更があった際は、関係書類を保育所または保育支援課(7の受付は保育支援課のみ)まで速やかに提出してください。また、**15日の正午まで**(当日が土日、祝日の場合は直前の開庁日)にご提出いただいた場合、保育料・保育時間の変更は翌月からとなりますが、期限を超えた場合は、翌々月から変更となります。



©富士宮市さくやちゃん

(4) 富士宮市内にお住まいで、他市区町村の保育所の利用を希望する場合

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市に在住で、市外の保育所等を希望する方 ・富士宮市に在住で、市外に転出する予定があり、あらかじめ申込みを行いたい方 	
申込書提出先	富士宮市役所保育支援課	直接窓口でお申込みください。 (郵送不可)
申込期間及び締切日	利用希望先の市区町村にご確認ください。	富士宮市を通しての申込みとなりますので、利用希望先の市区町村の申込締切日から最低でも1週間ほど余裕をもって提出してください。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等利用申込申請書 ・保育の必要性の事由を証明する書類 	富士宮市の様式を使用してください。(市役所窓口) ※ 申込み市区町村に施設利用開始月の前月末までに転入する方は、申込書や就労証明書などを申込み市区町村の様式で提出することが可能な場合があります。申込み先に確認してください。
	・その他申込先市区町村が求める書類	事前に申込み先市区町村の保育担当課に確認してください。

(5) 他市区町村にお住まいで、富士宮市内の保育所の利用を希望する場合

申込書提出先	お住まいの市区町村保育担当課	提出方法については、事前にお住まいの市区町村保育担当課に確認してください。
申込期間及び締切日	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年4月の入所 『1 令和7年4月1日の入所申込みについて』(P.3)をご覧ください。 ●令和7年5月以降の入所 『2 令和7年5月以降の入所申込みについて』(P.3)をご覧ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・期限内必着です。 ・申込期限までに書類が富士宮市保育支援課に届くように、最低でも1週間ほど余裕をもって、お住まいの市区町村保育担当課へお申込みください。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等利用申込申請書 ・保育の必要性の事由を証明する書類 ※ (転入予定の方はこちらも提出してください) ★転入に関する誓約書 	お住まいの市区町村の様式を使用してください。 ※ 利用開始月の前月末までに転入予定の方のみ、就労証明書を富士宮市の様式で提出することが可能です。転入後の手続きが簡易になります。(就労証明書等は富士宮市ホームページからダウンロードできます)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●転入予定の方は・・・ 富士宮市への転入手続きを市役所で行う際に、市役所1階保育支援課の窓口においてください。改めて富士宮市の様式で保育所入所の申請を行う必要があります。 	

ならし保育について

入所後、無理なく集団生活になじんでいくために、児童一人ひとりの状況に応じて、ならし保育(保護者の早めのお迎え)を行っています。書類の手続き等はありません。詳細は各施設にお問い合わせください。

- ・児童の様子により、2週間～3週間程度行います。
- ・最初は2時間程度から始め、少しずつ時間を延ばしていきます。
- ・利用時間に関わらず、月額保育料はかかります。

(例) 4月1日入所の、ならし保育の開始は4月1日から

延長保育について

保育の必要量を超えて施設を利用した場合には、延長保育となります。利用者負担額(保育料)とは別に延長保育料が発生します。

- 保育標準時間(7:00～18:00)で認定の場合 … 18:00～19:00
- 保育短時間(8:30～16:30)で認定の場合 … 7:00～8:30 および 16:30～19:00

延長保育時間は、施設ごとの開園時間・閉園時間により異なります。

延長保育料は、施設により異なるため、利用施設にご確認ください。

一時保育について

保育園や幼稚園に未就園のお子さんを保育施設で一時的に保育をします。

(平日のみ。土日祝日は実施していません。)

保護者の病気や事故、冠婚葬祭等の事情で一時的に家庭保育が困難となる場合のほか、育児に伴う心理的、肉体的負担の解消などの理由でも利用できます。

- 1 対象児童 … 6か月児から(要相談)
市内に住民票がある児童である。(被災や里帰り出産のため住民票を移していない場合を除く)
保育園や幼稚園などの保育施設に在籍していないこと。
- 2 対象施設 … 北山保育園、富士根保育園、大宮保育園は専用保育士と保育室を用意しています。
そのほかの認可保育施設については、専用保育士や部屋の用意がないため、クラスの人数に空きがある場合に受け入れます。
- 3 受付期間 … 随時(緊急性の高いときは、当日受付する場合があります。)
- 4 提出書類 … 利用申請書(各施設にあります。就労証明書などの添付書類は必要ありません。)
- 5 申請書提出先 … 利用を希望する保育施設
- 6 利用料金 … 保育園、認定こども園
3歳未満児(令和7年4月1日現在の年齢) : 1,700円/日
3歳以上児(令和7年4月1日現在の年齢) : 1,100円/日
小規模保育所
施設へ直接お問い合わせください。
- 7 利用時間 … 9:00～16:00(要相談)
- 8 申込先 … 利用希望する施設に直接申し込んでください。



©富士宮市さくやちゃん

※ 初めて利用する場合は申込みと面談が必要です。

※ 利用は1か月に14日以内です。園に直接予約をしていただき、希望人数が多い場合は調整を行います。

※ 園の行事、保育士の状況、予約数などによりお預かりできない場合があります。

利用者負担額(保育料)について

1 利用者負担額について

4月から8月までの利用者負担額は、児童と生活を共にしている扶養義務者(原則、父母)の令和6年度の市民税額により決定されます。また、9月以降の利用者負担額は、令和7年度の市民税額で算定した額へと変更になります。

令和7年度 利用者負担額基準額表

階層 区分	定 義	3号認定		階層 区分	定 義	3号認定	
		0~2 歳児クラス				0~2 歳児クラス	
		標準時間	短時間			標準時間	短時間
#1#	生活保護受給世帯	0円	0円	#8#	77,101円以上 97,000円未満	28,600円	28,100円
#2#	市民税非課税世帯	0円	0円	#9#	97,000円以上 133,000円未満	34,800円	34,200円
#32 (#31)	市民税均等割課税世帯 うち要保護世帯等 ()内は第2子以降	10,900円 4,950円 (0円)	10,700円 4,850円 (0円)	#10	133,000円以上 169,000円未満	41,600円	40,800円
#42 (#41)	市民税所得割 24,300円 未満 うち要保護世帯等 ()内は第2子以降	13,600円 4,950円 (0円)	13,300円 4,850円 (0円)	#11	169,000円以上 235,000円未満	46,200円	45,400円
#52 (#51)	24,300円以上 48,600円未満 うち要保護世帯等 ()内は第2子以降	16,400円 4,950円 (0円)	16,100円 4,850円 (0円)	#12	235,000円以上 301,000円未満	49,600円	48,700円
#62 (#61)	48,600円以上 60,000円未満 うち要保護世帯等 ()内は第2子以降	20,000円 4,950円 (0円)	19,600円 4,850円 (0円)	#13	301,000円以上 349,000円未満	53,200円	52,200円
#72 (#71)	60,000円以上 77,101円未満 うち要保護世帯等 ()内は第2子以降	23,800円 4,950円 (0円)	23,300円 4,850円 (0円)	#14	349,000円以上	57,400円	56,400円

- 扶養義務者の税額区分(父母などの市民税の合計額)と児童年齢・保育必要量の交わる部分が保育料額です。
- この市民税所得割額は、税額控除前所得割額から調整控除を差し引いた額です。(住宅ローン控除や株式譲渡所得控除などは差し引きません。)
- 第3~第7階層について、要保護世帯※(ひとり親世帯または在宅障害者のいる世帯)は、この表の要保護世帯等欄の額となります。
- 小学校就学前の範囲において、認定こども園、認可幼稚園、認可保育所、小規模保育事業、企業主導型保育事業、児童発達支援等を同時に利用する、最年長のこどもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。ただし、市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯(ひとり親世帯等については77,101円未満)である場合の保育料は、生計を一にするこどもについて、年齢にかかわらず、2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- 市民税が未申告の場合や税資料の提出がなされない場合は、最高階層(第14階層)にて判定させていただく場合があります。
- 児童の年齢は、4月1日時点の満年齢で、年度途中に変わることはありません。年度途中の入所の場合も4月1日時点の満年齢で判定します。
- 結婚や離婚等により保護者や世帯員の人数に変更があった場合や、修正申告等により市民税が変更になった場合等は、再審査しますので速やかに関係書類を提出してください。なお、算定の基準は各月初日の家庭状況となります。
- 父母の収入で生計が成り立たないと認められ、同居している祖父母等がいる場合は、祖父母等のうち所得が高いほうで保育料算定を行います。また別居していても祖父母等から市民税の扶養をうけている場合は、これと同様の算定を行います。

2 利用者負担額の納付

利用者負担額は、各月初日の児童の世帯状況によって決定され、その金額を月々納付していただきます。

公私立保育園の毎月の利用者負担額の納付期限は、当該月の末日(金融機関が休日の場合は、その翌日)です。

納付方法については、口座振替による方法を原則としてお願いしています。

口座振替手続きにつきましては、口座振替依頼書が富士宮市役所および各金融機関にありますので、必要事項を記入のうえ、金融機関へ直接お申込みください。また、再入所する際は、過去に依頼された口座から保育料を振替させていただく場合がありますので、ご了承ください。

どうしても口座振替できない場合は、毎月保育園から納付書が届きますので、金融機関へ納付書をお持ちいただき、納付してください。市外の保育施設に在籍されている方につきましては、保護者宛に送付いたします。

認定こども園、小規模保育所の毎月の利用者負担額の納付期限および納付方法につきましては、施設へ直接お問い合わせください。

3 3歳児クラス～5歳児クラスの保育料等について

3歳児クラスから5歳児クラスのすべての世帯で、児童の保育料は無償となります。

教材費・行事費・給食費(※主食費+副食費)等の実費については、保護者にご負担いただきます。

※ 主食(ご飯やパン)をご持参いただく園もあります。



©富士宮市さくやちゃん

＜給食費の扱い＞

給食費(主食費+副食費)は無償化対象外となり、保護者にご負担いただきます。ただし、副食費において年収360万円未満相当の世帯の児童と、保育料算定時の多子計算における3人目以降の児童は、支払い免除となります。

4月から8月までの副食費免除対象者は、児童と生活を共にしている扶養義務者(原則、父母)の令和6年度の市民税額で決定します。また、9月以降の副食費免除対象者は、令和7年度の市民税額で決定します。

※父母の収入で生計が成り立たないと認められ、同居している祖父母等がいる場合は、祖父母等のうち所得が高いほうで保育料算定を行います。また別居していても祖父母等から市民税の扶養をうけている場合は、これと同様の算定を行います。

公立保育園については、主食(ご飯やパン)はご持参いただき、毎月、副食費(月額4,500円)を徴収させていただきます。お手続きについては園を通じて、同意書及び口座振替依頼書を園から配布します(金融機関にはありません)。

納付方法については、利用者負担額と同様に口座振替による方法を原則としてお願いしています。納付期限についても利用者負担額と同様に当該月の末日(金融機関が休日の場合は、その翌日)です。

私立保育園、認定こども園の毎月の給食費等の金額、納付期限および納付方法につきましては、施設へ直接お問い合わせください。

施設によっては、利用者負担額(保育料)に加え、施設に直接納めていただく料金が別途ある場合があります。詳細は各施設へお問い合わせください。

(注意)

- ・過年度(前年度以前)の利用者負担額と副食費については変更できませんのでご了承ください。
- ・月途中で施設を退所した場合であっても、当月分の利用者負担額(保育料・副食費)は1か月分発生します。
- ・2歳児クラスで誕生日を迎え、満3歳になっても、年度末までは保育料がかかります。

保 育 園

一覧表の内容については変更される場合があります。

保育園は、保護者が仕事や病気により家庭で十分保育することができない乳幼児を、保護者に代わって養護と教育が一体となった保育で、人間性豊かなこどもに育てるための施設です。

市内保育園一覧(令和7年4月1日)

区分	施設名	所在地	電話	定員(人)	開園時間		乳児受入月齢
					平日	土曜日	
公立	上井出	上井出 1310-15	54-0108	55	7:30~18:00	7:30~13:00	4か月児から
	白糸	原 1150-1	54-0115	35			
	井之頭	猪之頭 227-1	52-0039	35			
	柚野	上柚野 69	66-0021	36			
	山宮	山宮 1720-3	58-1144	90	7:30~18:00	7:30~15:30	
	○北山	北山 1377-1	58-1143	90	7:30~18:00	7:30~18:00	
	○富士根	小泉 2095-5	26-2448	120	7:00~18:30	7:00~18:30	
	大岩明倫	大岩 1551-7	26-3980	90			
	大富士	万野原新田 3313	26-4382	90			
	○※大宮	元城町 1-1	26-5379	150			
	西	中里東町 290	26-5103	120			
	粟倉	粟倉 899-7	23-2385	90			
	明星	黒田 4	23-2354	90			
私立	外神あけぼの	外神 281-1	58-4685	70	7:00~18:30	7:00~18:00	

- 一般型一時保育あり
- ※ 病児・病後児保育あり



©富士宮市さくやちゃん

認定こども園

一覧表の内容については変更される場合があります。

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。
 なお、3歳以上で幼稚園部(1号に該当)を希望の場合は、認定こども園に直接申込みしてください。
市内認定こども園一覧(令和7年4月1日)

区分	施設名	所在地	電話	定員(人)	開園時間		乳児受入月齢
					平日	土曜日	
認定こども園(私立)	芝川リズム	羽鮒 689	65-0007	140	7:00~19:00	7:00~19:00	2か月児から
	青木リズム	青木平 300	24-6224	159			
	大中里こども園	大中里 837	23-5390	66	7:00~19:00	7:00~18:00	4か月児から
	富丘こども園	青木 325-5	26-2853	118	7:00~19:00	7:00~15:00	
	小泉こども園	西小泉町 51-1	23-5320	135	7:00~18:30	7:00~18:00	
	ふじキンダー学園	万野原新田 4079-5	24-7220	294	7:00~18:30	7:00~15:00	6か月児から
	リーチェル幼稚園	淀師 1742-1	24-5541	130	7:00~18:30	7:00~18:00	
	宮原学園	宮原 480-2	23-0500	105	7:30~19:00	休	
	☆東こども園	東町 18-18	27-8643	214	7:00~19:00	7:00~18:00	
	野中こども園	野中東町 294	26-2929	120	7:00~19:00	7:00~18:00	
	西ヶ丘幼稚園	西町 27-6	26-3493	60	7:15~18:15	7:15~15:15	3歳児から
	富士宮聖母幼稚園	錦町 2-34	26-4460	27	7:00~18:00	8:00~17:00	

☆ 休日保育あり(ただし在園している2歳児クラスから)

小規模保育所

一覧表の内容については変更される場合があります。

ニーズの高い、0, 1, 2歳児を19人まで受け入れることができる、少人数の認可保育所です。
市内小規模保育所一覧(令和7年4月1日)

区分	型	施設名	所在地	電話	定員(人)	開園時間		乳児受入月齢
						平日	土曜日	
小規模保育所	A	たんぽぽ園	東阿幸地 169	23-2652	18	7:00~18:30	7:00~18:30	2か月児から
		だんでらいおん	東阿幸地 168-1	26-5296	15	7:00~18:30	7:00~18:30	
		パロット	若の宮町 851	22-2268	16	7:30~18:30	7:30~17:30	
		ふくふく保育室	豊町 7-20	27-3448	19	7:00~18:30	7:30~17:30	4か月児から
	にこにこえん	小泉 2166-7	21-4651	19	7:00~19:00	7:00~15:00		
		プティット富士宮保育園	西小泉町 21-24	25-6555	12	7:00~18:30	7:00~17:00	3か月児から
	B	愛育託児所	淀川町 3-9	26-5834	19	7:00~18:30	7:00~16:00	2か月児から
		私立宮原学園さくら組	宮原 480-2	23-0500	18	7:30~19:00	休	4か月児から

A型 …… 定員は、6~19人。保育者は全員保育士。

B型 …… 定員は、6~19人。保育者は1/2以上が保育士で、それ以外は市が指定した基礎研修を受けた者。

地域子育て支援センターについて

保育所では、育児に関する知識や技術を蓄積しており、その機能を活用して、未就園の概ね3歳未満のこどもがいる家庭に対してもいろいろな支援をしています。各保育所で子育て相談や園庭開放等を行っていますので、お気軽にご相談ください。

地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより、育児支援を図ることを目的として、当市では富士根保育園、西保育園、富士宮市立児童館、野中こども園、外神あけぼの保育園、認定こども園芝川リズム、富士宮市総合福祉会館に、地域子育て支援センターを開設しています。

地域子育て支援センターでは、担当職員を配置し、地域の保育ニーズに応えるために他の保育園等と連携をとりながら次の事業を実施しています。支援内容等の詳細については、各センターに直接お問い合わせください。

名 称	にやんにやんルーム 富士根		
問い合わせ先	富士根保育園	住 所	富士宮市小泉 2095-5
電 話	26-6882	F A X	26-6882
開 放 日	月～金曜日 9:00～11:45 , 13:00～15:15		
0歳優先日	月曜日 13:00～15:15		
育 児 相 談	月～金曜日 9:00～11:45 , 13:00～15:15		
そ の 他	子育て情報の提供、わらべうた等各種講座、園庭開放(水遊び)、発育測定など		

名 称	わんわんルーム 西		
問い合わせ先	西保育園	住 所	富士宮市中里東町 290
電 話	26-3686	F A X	26-3686
開 放 日	月～金曜日 9:00～11:45 , 13:00～15:15		
0歳優先日	金曜日 13:00～15:15		
育 児 相 談	月～金曜日 9:00～11:45 , 13:00～15:15		
そ の 他	子育て情報の提供、わらべうた等各種講座、園庭開放(水遊び)、発育測定など		

名 称	支援センター おおみや		
問い合わせ先	児童館 らっこ	住 所	富士宮市若の宮町 47-1
電 話	25-0030	F A X	25-0030
開 放 日	火～土曜日 9:00～11:45 , 13:00～15:15		
0歳優先日	木曜日 13:00～15:15		
育 児 相 談	火～土曜日 9:00～11:45 , 13:00～15:15		
そ の 他	子育て情報の提供、わらべうた等各種講座、発育測定など		

名 称	地域子育て支援センター のなか		
問い合わせ先	社会福祉法人柿ノ木会 野中こども園	住 所	富士宮市野中東町 294
電 話	26-2929	F A X	26-2931
開 放 日	月～金曜日 9:00～12:00 , 13:00～15:00		
0歳優先日	火曜日 13:00～15:00		
育 児 相 談	月～金曜日 9:00～12:00 , 13:00～15:00		
そ の 他	子育て情報の提供、わらべうた等各種講座、園庭開放(水遊び)、発育測定など		

名 称	地域子育て支援センター 笑和くらぶ		
問い合わせ先	社会福祉法人富士杉の子会 外神あげぼの保育園	住 所	富士宮市外神 281-1
電 話	58-4685	F A X	58-5443
開 放 日	月～金曜日 8:30～13:30		
0歳優先日	水曜日 8:30～11:40		
育 児 相 談	月～金曜日 8:30～15:30		
そ の 他	子育て情報の提供、わらべうた等各種講座、園庭開放(水遊び)、発育測定など		

名 称	地域子育て支援センター なかよし会		
問い合わせ先	社会福祉法人鶏声会 認定こども園芝川リズム	住 所	富士宮市羽鮒 689
電 話	65-0007	F A X	65-2500
開 放 日	月～金曜日 9:00～12:00 , 13:00～15:00		
0歳優先日	火曜日 9:00～12:00		
育 児 相 談	月～金曜日 9:00～12:00 , 13:00～15:00		
そ の 他	子育て情報の提供、わらべうた等各種講座、園庭開放、発育測定など		

名 称	子育て支援センター たっち		
問い合わせ先	富士宮市総合福祉会館内 子育て支援センター	住 所	富士宮市宮原 7-1
電 話	22-0350	F A X	22-0753
開 放 日	火～土曜日 9:00～11:45 , 13:00～15:15		
0歳優先日	水曜日 13:00～15:15		
育 児 相 談	火～土曜日 9:00～11:45 , 13:00～15:15		
そ の 他	子育て情報の提供、わらべうた等各種講座、発育測定など		